

静岡市女性会館指定管理者募集要項

静岡市では、男女共同参画を推進する本市唯一の拠点施設である静岡市女性会館（以下、「女性会館」という。）の管理運営業務に当たり、施設利用者の利便性や満足度の向上を図るとともに、市民団体等を育成し、本市男女共同参画施策をより一層推進するために地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び静岡市女性会館条例第 17 条の規定により、施設の管理運営を行う指定管理者を非公募により募集します。

1 公の施設の概要

- (1) 名称 静岡市女性会館（静岡市葵生涯学習センターとの複合施設）
- (2) 所在地 静岡市葵区東草深町 3 番 18 号
- (3) 規模等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 4 階
敷地面積 4,276.13 m²（内訳：建物敷地 3,360.24 m²、第 1 駐車場 343.14 m²、
第 2 駐車場 471.99 m²、第 3 駐車場 100.76 m²、
うち女性会館部分 2214.5 m²：建物敷地 1871.36 m²、第 1 駐車場 343.14 m²）
延床面積 7,753.48 m²（うち女性会館部分 3,876.84 m²）
- (4) 建築時期 平成 4 年 3 月
- (5) 開館時間 午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分まで
- (6) 休館日 ア 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日
イ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (7) 内容(用途) () は女性会館専有部分 () は葵生涯学習センター専有部分
その他共有部分)

4 階	集会室 41、集会室 42、集会室 43、集会室 44、集会室 45、研修室、葵心庵、倉庫、屋上庭園、トイレ、給湯室
3 階	集会室 31、集会室 32、集会室 33、集会室 34、集会室 35、和室 1、和室 2、和室 3、和室 4、大音楽室、アトリエ、展示コーナー、倉庫、空調機械室、トイレ、給湯室
2 階	集会室 21、集会室 22、食工房、フィットネスルーム、ギャラリー、喫茶コーナー、団体活動室、第 2 団体活動室、印刷室、女性会館事務室、葵生涯学習センター事務室、館長室、空調機械室、更衣室、倉庫、トイレ、給湯室
1 階	ホール、集会室 11、集会室 12、集会室 13、子ども室、相談室、図書コーナー、情報コーナー、ラウンジ、総合案内、更衣室、倉庫、トイレ、給湯室、親子室、調整室、同時通訳室
地下 1 階	小音楽室、サークル室、駐車場、駐車場管理人室、監視室、清掃員控え室、機械室、電気室、ポンプ室、倉庫、トイレ

※各階通路、階段、エレベーターは共有。詳細は資料のとおり。

- (8) 複合施設 女性会館は、葵生涯学習センターとの複合施設であり、それぞれ所管分の相互利用ができ市民サービスの向上に努めている。

このため、清掃、警備業務など施設の維持管理業務、施設利用申請受付業務、夜間の管理業務など施設の運営業務及び電気・水道料金の支払いなど、一体的に行い、その効率化を図っている。

こうした状況を踏まえ、利用者に不便を感じさせないよう、施設の一体的管理、運営に関して指定管理者と葵生涯学習センターの指定管理者との間で、

予め協議を行うこと。

なお、これに係る費用の積算は、葵生涯学習センターの指定管理者が行い、経費の負担割合及び支払方法については、指定管理者と葵生涯学習センターの指定管理者との協議により別途定めること。

2 指定管理業務の内容

(詳細は別紙「令和4～8年度静岡市女性会館指定管理業務仕様書」のとおり)

静岡市女性会館条例第2条に規定する次の業務

- (1) 講座、教室等の開設に関すること。
- (2) 交流及び諸活動の指導及び助言に関すること。
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 女性会館の施設、設備等の利用に関すること。
- (6) その他、市長が必要と認める事業

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が静岡市の男女共同参画にかかる政策等の目的の実現に資するものであること。
- (2) 当該施設の設置目的に沿い、事業計画を立案、実施できる能力を有すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する活動を5年以上継続して行っていること。
- (4) 市内に活動拠点を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員(以下「代表者等」という。)が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第7条第1項の規定による暴力団および暴力団員等と密接な関係を有するもの(団体、代表者等)

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

- ア 静岡市女性会館指定管理者指定申請書(静岡市女性会館条例施行規則第8条 様式第8号)
- イ 静岡市女性会館事業計画書(同上 様式第9号)
- ウ 静岡市女性会館事業計画に関する収支予算書(同上 様式第10号)
- エ その他添付書類
 - (ア) 定款、寄付行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (イ) 団体概要書
 - (ウ) 役員名簿
 - (エ) 平成30年度から令和2年度までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類
 - (オ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
 - (カ) 静岡市女性会館の従事予定者の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等
 - (キ) 事業実績の一覧
- (2) 申請方法
直接持参又は郵送
- (3) 提出場所
静岡市役所 市民局 男女共同参画課
(〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館15階)
- (4) 募集期間
令和3年10月20日(水)から令和3年11月19日(金)まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝休日は除く
- (5) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等
 - ア 受付期間 令和3年10月27日(水)から令和3年11月2日(火)まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝休日は除く
 - イ 提出方法 別紙「質問票」に記入の上、直接持参又はFAX、メールにより受付期間内に男女共同参画課へ提出してください。
 - ウ 回答日 令和3年11月10日(水)(予定)
期間が短いため、質問内容により、順次回答していく場合もあります。
 - エ 回答方法 質問者及び申請予定団体に、FAX又はメールにて回答します。
- (6) その他留意事項等
 - ア 不正等があった場合の取扱い
申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
 - (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
 - (イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
 - (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要
な場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用でき
るものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の
法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用
した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類はお返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査
を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続きを経て、選定された指定管
理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議
決を経て市長が指定します。

なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

所管課で、申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査しま
す。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、申請基準に照らして審査します。

日程については、後日連絡します。（令和3年11月30日（火）予定）

(2) 審査基準

指定管理者の選定は、事業計画書、収支予算書等の内容により、総合的に勘案して判断
します。審査項目、配点、比重については、様式第18号のとおりとします。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指
定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和4年2月議
会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、
この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

8 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和4年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。

また、この施設は静岡市地域防災計画において女性のための支援場所として位置付けられているため、別添ひな型を参考に「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する必要があります。併せて、協定締結後は別添「指定管理者災害対応の手引－指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアルひな型－」を参考に、大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備するよう努める必要があります。

なお、協定の期間は4月1日から3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに協定の締結及びマニュアル等を整備します。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。また、指定期間中に施設が廃止された場合は、指定が終了になります。

指定取消等を行った場合、その結果として市が被った損害の有無を確認するとともに、市は指定管理者に対し、損害賠償請求を行うかどうか検討することとします。

(3) 問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係（静岡庁舎 新館 15階）

T E L 054-221-1349 F A X 054-221-1782

E-mail sankaku@city.shizuoka.lg.jp